

規 則

「千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年12月27日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第25号

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年千曲市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第11条の2 条例第13条の2第1項に規定する勤勉手当の支給日は、それぞれ基準日の属する月の15日（これらの日が土曜日及び日曜日又は祝日法による休日に当たるときは、それぞれの日前においてその日に最も近い土曜日及び日曜日又は祝日法による休日でない日）とする。

2 条例第13条の2第2項に規定する市長の定める基準は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表第2に定める割合に100分の50を乗じて得たものとする。

3 前項に規定する勤務期間は、会計年度任用職員として在職した期間とし、期間の計算については、常勤の職員の例による。

4 条例第13条の2第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該勤勉手当基礎額とする。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 条例第23条の2の規定により準用する条例第13条の2の勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の額、勤勉手当の支給制限及び一時差止めに関し必要な事項については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

2 条例第23条の2の1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、通常勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満の者とする。

3 条例第23条の2において読み替えて準用する条例第13条の2第3項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 条例第18条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第19条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第20条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第21条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

別表を別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

別表第2 (第11条の2関係)

勤務時間	割合
6 か月	100／100
5 か月15日以上 6 か月未満	95／100
5 か月以上 5 か月15日未満	90／100
4 か月15日以上 5 か月未満	80／100
4 か月以上 4 か月15日未満	70／100
3 か月15日以上 4 か月未満	60／100
3 か月以上 3 か月15日未満	50／100
2 か月15日以上 3 か月未満	40／100
2 か月以上 2 か月15日未満	30／100
1 か月15日以上 2 か月未満	20／100
1 か月以上 1 か月15日未満	15／100
15日以上 1 か月未満	10／100
15日未満	5／100
0	0

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。